

農畜産業機械等リース支援事業（畜産新規就農支援型）実施要領

21 生畜第2085号
平成22年4月1日
生産局長通知

改正 平成23年4月1日 22生畜第2477号

改正 平成23年8月31日 23第生産4304号

最終改正 平成24年4月6日 23第生産2817号

第1 趣旨

本事業は、農畜産業機械等リース支援事業実施要綱別表3（平成23年4月1日付け22生畜第2448号農林水産省事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領により実施するものとする。

第2 事業内容

事業実施主体は、新規就農者が農業機械等のリース方式による導入を行う場合に、当該新規就農者が農業機械等の貸付者に対し支払う貸付料の一部について、当該貸付者を通じて、次に定めるところにより助成するものとする。

1 助成対象者

本事業の助成対象者は、平成23年4月1日以降に就農した者であって、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項の認定を受けた者とする。

2 助成額

本事業による助成対象者への助成額は、次の（1）及び（2）のうちいずれか低い額とする。

（1）助成対象者がリース方式により導入する農業機械等の価額（賃貸借の開始の時ににおける当該農業機械等の帳簿価額をいう。以下同じ。）からその見積残存価額（その賃貸借の終了の時ににおいて譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額をいう。以下同じ。）を控除したものに2分の1を乗じて得た額

（2）助成対象者がリース方式により導入する農業機械等の価額に当該農業機械等の貸付期間がその法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）に占める割合を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額

3 助成対象機械

本事業において、リース方式によるその導入について助成を行う対象とする農業機械等は、別表に掲げる機械（以下「助成対象機械」という。）とする。ただし、その賃貸借の開始の時ににおいて、その法定耐用年数から経過年数を控除した年数が2年以上であるものに限り、試験研究のために製造されたものを除く。また、1の助成対象者に係る助成対象機械の価額の総額は、3,000万円を限度とする。

4 助成対象機械の貸付者

本事業の事業実施主体が、新規就農者の農業機械等のリース方式による導入について助成するため、2に規定する助成額を交付する助成対象機械の貸付者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 5に規定するリース契約に基づき、1に規定する助成対象者に対し、3に規定する助成対象機械を貸し付ける者であること。
- (2) 助成対象機械の貸付料について、2に規定する助成額のほか、当該助成額に相当する額を自ら調達した場合に支払うべき利息の額に相当する額を控除して計算するなど、低廉なものとするよう努める者であること。
- (3) 債務超過の状態にないこと。
- (4) 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがないこと。

5 助成対象者と助成対象機械の貸付者との間におけるリース契約

本事業において、その契約に基づく新規就農者による農業機械等の導入について助成対象とするリース契約は、次に掲げる要件をすべて満たす契約とする。

- (1) 締結の日が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和34年法律148号）第6条の交付決定の日以後であること。
- (2) 助成対象機械の貸付期間が5年以上であること。ただし、その法定耐用年数から経過年数を控除した年数が5年未満の場合にあっては、2年以上であること。
- (3) 助成対象機械の貸付料が、見積貸付料の総額から2に規定する助成額に相当する額を控除した金額であること。

第3 事業実施主体

1 実施要綱第3の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める事業実施主体は、生産局長が別に定める公募要領により応募者の中から選定された団体とする。

2 1の団体は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）
- (2) 農業協同組合連合会
- (3) 農業協同組合
- (4) 事業協同組合

- (5) 協議会（法人でない社団であって、代表者、組織及び運営についての定めがあり、事業の実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものをいう。）

第4 事業実施手続

- 1 助成対象者及び助成対象機械の貸付者は、共同して、別記様式第1号により、農業機械等導入計画を作成し、これを事業実施主体に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、1により提出された農業機械等導入計画を審査し、これを調整するとともに、実施要綱第5の1に基づき、別記様式第2号により事業実施計画を作成し、都府県にあつては地方農政局の地域センター（以下「地域センター」という。）を、北海道にあつては北海道農政事務所を經由して（地方農政局が所在する府県のうち地域センターの管轄区域以外の区域及び沖縄県にあつては、直接。以下同じ。）地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、承認を受けるものとする。
- 3 実施要綱第5の2の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 助成額又は事業量の3割を超える変更
 - (3) 助成対象者の変更
 - (4) 助成対象機械の設置場所の変更

第5 助成

実施要綱第6の助成の対象となる経費は、事業実施にかかる経費のうち、次に掲げる経費に該当するものとする。

- 1 第2の2に規定する助成額の交付に必要な経費
- 2 第2に規定する事業の推進に要する経費であつて次に掲げるもの（1に掲げる経費に該当するものを除く。）
 - (1) 消耗品費
事業を実施するための各種事務用品の調達に必要な経費とする。
 - (2) 旅費
事業を実施するための資料収集、打合せ、現地確認のための移動や宿泊に必要な経費とする。
 - (3) 謝金
事業を実施するための専門的知識の提供、資料の収集への協力に対する謝礼に必要な経費とする。
 - (4) 賃金
事業を実施するための事務の補助を目的として事業実施主体が雇用した者への実

働に応じた対価（日給又は時間給）の支払に必要な経費とする。

(5) その他

事業を実施するための設備の賃借料、通信運搬費、複写費、印刷製本費など、他の費目に該当しない経費とする。

第6 事業の実施状況報告

- 1 事業実施主体は、実施要綱第7の1に基づき、事業開始年度の翌年度から目標年度までの間、別記様式第3号により、当該年度における事業の実施状況をその翌年度の7月末日までに、都府県にあつては地域センターを、北海道にあつては北海道農政事務所を経由して、地方農政局長に報告するものとする。
- 2 事業実施主体は、1の報告を行うため、助成対象機械の貸付期間中においては、毎年度、当該助成対象機械の利用状況について把握するとともに、助成対象者及びに助成対象機械の貸付者に対し、必要に応じて、効果的な利用計画の促進に向けた指導を行わなければならない。

第7 事業実施に当たっての留意事項

- 1 事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に定めるところにより、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、助成対象者から、点検シートの提出を受けることとするなど、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。
- 2 助成対象者は、導入しようとする農業機械等の選定に当たっては、原則として3者以上の事業者から見積書を徴取するものとし、徴取した見積書の写しを第4の1により提出する農業機械等導入計画に添付するものとする。

附 則

この通知は、平成23年4月6日から施行する。

別表 「種類別助成対象機械」

種 類	貸付対象
1 飼料の生産及びその利用並びに国産飼料の利用に係る機械	耕起・播種機械、覆土・鎮圧機械、たい肥調整機械、たい肥散布機械、飼料収穫機械、飼料調整機械、飼料米利用に必要な機械
2 飼養管理等に係る機械	畜舎温度制御機械、乳質改善機械装置、飼養管理機械、酪農関係機械、自動給餌機関係機械、鶏卵関係機械